

米国ドル建終身保険

(低解約返戻金型) **無配当**

一生涯にわたる死亡保障を「米ドル」で実現した保険です。
低解約返戻金型のため保険料が割安です。

■対応する意向項目

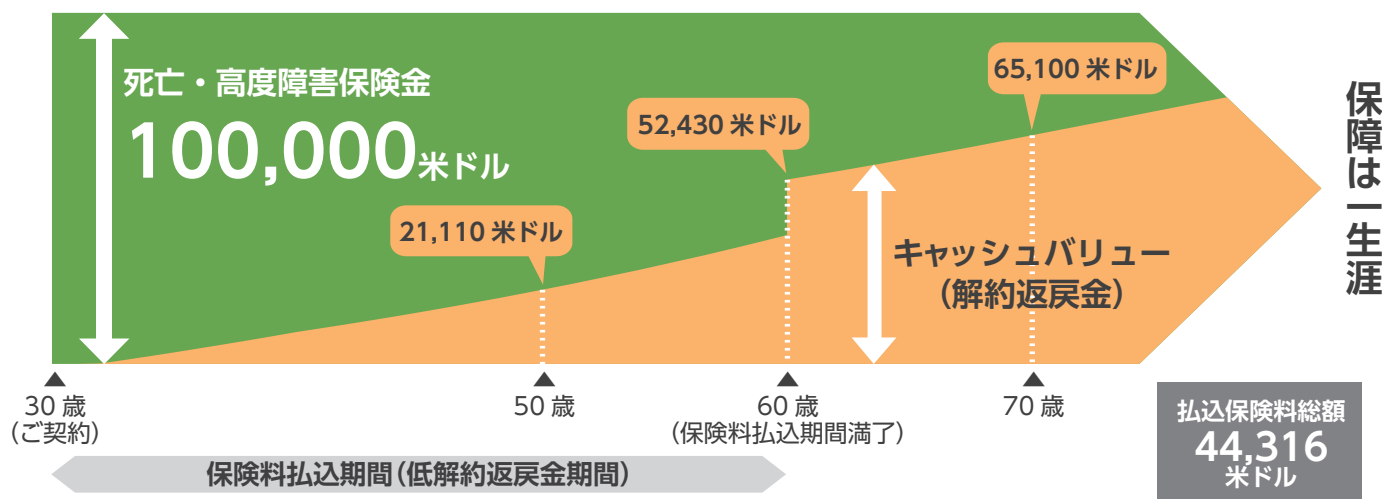
死亡・高度障害の保障	医療費・入院費の保障	介護の保障	長生きに対する備え・資産の形成
●	-	-	△

- …選択が必須である項目
- …いずれか一つ以上の選択が必須である項目
- △…任意で選択が可能である項目

ご契約例

- 契約年齢(被保険者)：30歳(男性)
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳
- 死亡・高度障害保険金額：100,000米ドル
- 月払保険料(口座振替)：123.10米ドル

(イメージ)



特徴

- 米ドル建の保険料を「円」でお支払いいただき、死亡・高度障害保険金等は「米ドル」でお受取りいただくしくみの保険です。
※保険料は「円」でのお支払いになります。
- 死亡・高度障害保障が一生涯続きます。
- この保険は低解約返戻金型です。保険料払込期間中の解約返戻金を、低解約返戻金型としなかった場合の70%とすることにより、低廉な保険料水準を実現しております。
- 一生涯の死亡保障にかえて、キャッシュバリュー(解約返戻金)を「年金」として受取ることもでき、老後の生活資金としてもご利用いただけます。
※キャッシュバリュー(解約返戻金)を年金として受取る場合は、契約日から5年経過後よりお取扱いします。

主な保障内容	死亡・高度障害		
契約年齢範囲(被保険者)	0～69歳		
保険期間	終身		
保険金額	2万米ドル～700万米ドル		
解約返戻金	あり(低解約返戻金型)	配当金	なし
付加できる主な特約	<ul style="list-style-type: none"> ●米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型) ●疾病障害による保険料払込免除特約 ●リビング・ニーズ特約 ●介護前払特約(※終身払の場合には付加できません。) 		

※お申込みに際しては上記以外にも制限があります。



為替リスクがあります

為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、円でお支払いいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

所定の費用・手数料がかかります

為替交換時(外貨⇄円)には為替交換手数料がかかります。その他、ご契約にかかる費用が発生する場合があります。

▶▶詳しくは裏面をご覧ください。



ご注意ください

為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円で払込まれ、または円で受取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 保険料は円でお払込みいただきます(円換算払込特約)。円でお払込みいただく保険料は、ジブラルタ生命所定の為替レートの変動に応じて、平準払における毎回のお払込みのたびごとに変動(増減)します。
- 円で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合(円換算支払特約)、お受取りになる金額はジブラルタ生命所定の為替レートの変動に応じて増減します。
- 契約者貸付等(自動振替貸付を含みます)をご利用の際に円での貸付金のお受取り、または元利金のご返済をされる場合(円換算貸付特約)、お受取金額またはご返済金額は、ジブラルタ生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失を生じるおそれがあります。
- この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替交換手数料分が差し引かれるため、受取金額がお払込みになった円換算の保険料の総額を下回る場合があります。

ご契約にかかる費用について

【保険料より控除される費用】

- お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

【保険料を円で払込む場合の費用】

- 「円換算払込特約」を付加して保険料を円で払込む場合の交換レートと仲値(TTM)との差額は、為替交換手数料として通貨交換時にご負担いただきます(ジブラルタ生命所定の交換レート2018年4月1日現在:指定銀行のTTM+50銭^(*))。

(*) 将来変更される可能性があります。

【保険金等を円でお受取りいただく場合の費用】

- 「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受取りいただく場合の交換レートと仲値(TTM)との差額は、為替交換手数料として通貨交換時にご負担いただきます(ジブラルタ生命所定の交換レート2018年4月1日現在:指定銀行のTTM-1銭^(*))。

(*) 将来変更される可能性があります。

【保険金等を米ドルでお受取りいただく場合の費用】

- お取扱いの金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)
- 米ドルでのお受取りにかかる手数料(ジブラルタ生命から保険契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります。(送金先金融機関により手数料は異なるため、一律に記載することができません。お受取時に取扱金融機関にご確認ください。)

【保険金・解約返戻金等を年金で受取る場合にご負担いただく費用】※【保険金等の支払方法の選択に関する特約】によるお取扱い

- 年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(*)(2018年4月1日現在)を年金支払日の年金原資より控除します。

(*) 将来変更される可能性があります。

低解約返戻金期間中の解約返戻金額について

- この保険は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、ジブラルタ生命「米国ドル建終身保険」の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円で受取る場合には、ジブラルタ生命「米国ドル建終身保険」の米ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、ジブラルタ生命「米国ドル建終身保険」の解約返戻金額と同額となります。

この資料は「米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)」の商品概要について記載しています。記載の内容は2018年4月1日現在のものであり、今後変更される場合があります。商品内容等について、詳しくは「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

<募集代理店>

<引受保険会社>

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

ナンバー ジブロック

0120-78-2269 (通話料無料)

【ジブラルタ生命のホームページ】 <http://www.gib-life.co.jp/>